

チーム 2℃おおいた協議会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、チーム 2℃おおいた協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、大分市（大分県）に於いて、市民、行政、企業、大学、環境諸団体、個人等と協働して、地球温暖化防止に関する方策を協議し、具体的に対策を講じ、行動を実践することを目的とする。また大分市（大分県）が取り組む環境施策に対する提言、提案、協力を行う。

（組織）

第3条 協議会は、地球温暖化抑止活動に関わる大分県地球温暖化防止活動推進員、I P C C R C、うちエコ診断士等の個人と産官民学の協働ネットワーク組織で構成する。

2 おおいた市民環境大学OB会が当面の幹事（事務局）を担う。

3 協議員拡大を順次推進し、一元的、総合的なネットワーク組織を目指す。

（事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域で実践できる地球温暖化防止に関する事。
- (2) 地球温暖化防止に関する普及啓発に関する事。
- (3) 地球温暖化防止に関する情報把握及び情報交換、情報の広報に関する事。
- (4) 行政との協働および行政への提言、提案に関する事。
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業。

（役員）

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 複数名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 1名
- (6) 顧問 若干名

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員を選出）

第6条 役員は、会員の互選により総会に於いて選任する。

（役員職務）

第7条 代表は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けた時は、その職務を代行する。

3 事務局長は協議会の事務を処理する。

(会合)

第8条 本会の会合は、次のとおりとする。

- (1) 総会 毎年4月～5月にかけて開催する。
- (2) 毎月1回を基本に、必要に応じ代表が招集する。事務局長が司会進行を行う。
- (3) 役員会 必要に応じて、代表が召集する。

(総会の決議)

第9条 総会は、委任状を含み、正会員の2/3の出席で成立し、過半数で決議する。

(総会の議長)

第10条 総会の議長は代表が行なう。

(組織)

第11条 第4条に掲げる事業を実施するため、組織を定める。

2 組織図及び組織の業務内容は、別紙とする。

(会計)

第12条 本会の経費は、年会費、補助金、寄付、活動謝礼金、その他をもって充てる。

(会員の構成と会費)

第13条 第4条に掲げる事業を実施するため、会員の構成と年会費を定める。

- 2 会員構成は、正会員個人会員、正会員団体会員、賛助会員、会友とする。
- 3 会員別の会費は、下記とする・

正会員個人	年2,000円
正会員団体	年5,000円
賛助会員	年5,000円/口
会友	年会費無し

(入会金)

第14条 入会金は無料とする。

(会計年度)

第15条 ①本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

②会計年度単位で、会計監査を行い、総会において承認する。

(補則)

第16条 本会則に定めるほか、必要な事項は総会または役員会において決議する。

{会員の名称}

第17条 会員の名称を理事とする。

附則1

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

*但し、当協議会の設立は平成28年4月1日とする

附則2 平成30年4月1日

第5条 役員の名を改称すること(会長を代表、副会長を副代表)

第7条 第5条の改正に伴う文言修正

第11条 「部会設置」を「組織」に変え、組織の条文を挿入する。

第13条 会友を追加する

第17条追加 会員の名称を理事とする